

令和3年度香春町水道事業会計補正予算

令和3年度 香春町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度香春町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和3年度香春町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	241,344千円	851千円	242,195千円
第1項 営業費用	229,507千円	851千円	230,358千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「101,078千円」を「41,078千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,800千円	60,000千円	61,800千円
第2項 企業債	0千円	60,000千円	60,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	29,393千円	271千円	29,664千円

（企業債の補正）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業 (水道事業債)	千円 60,000	証書借入	4.0%以内(但し、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、その見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし水道事業会計の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和3年6月15日提出

福岡県香春町長 筒井 澄 雄

令和3年度 香春町水道事業会計補正予算明細書

収益的支出

(1款) 水道事業費用

(1項) 営業費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節	金額	
1 原水及び浄水費	97,136	852	97,988	給料	6,632	既決予定額 6,479 職員給 153 計 153
				手当	6,278	既決予定額 6,219 期末勤勉手当 59 計 59
				法定福利費	5,053	既決予定額 4,993 職員共済負担金 36 退職手当組合費 27 公務災害負担金 △ 3 計 60
				賃借料	935	既決予定額 355 柿下導水管借地料 580 計 580
4 総係費	38,528	△ 1	38,527	法定福利費	3,663	既決予定額 3,664 職員共済負担金 2 公務災害負担金 △ 3 計 △ 1
計	229,507	851	230,358			

資本的収入

(1款) 資本的収入

(2項) 企業債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節	金額	
1 企業債	0	60,000	60,000	企業債	60,000	既決予定額 企業債 計
						0 60,000 60,000
計	0	60,000	60,000			

令和3年度 香春町水道事業会計補正予算給与費明細書

一般職

(1)総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当	計			
補正後	4 (0)	0	14,427	8,398	22,825	6,839	29,664	
補正前	4 (0)	0	14,274	8,339	22,613	6,780	29,393	
比較	0 (0)	0	153	59	212	59	271	

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書きすること。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	管理職 手当	超過勤 務手当	期末勤 勉手当	その他 の手当
		補正後	378	0	168	330	0	1,700	5,702
補正前	378	0	168	330	0	1,700	5,643	120	
比較	0	0	0	0	0	0	59	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当	計			
補正後	6 (6)	10,777	0	2,249	13,026	1,877	14,903	
補正前	6 (6)	10,777	0	2,249	13,026	1,877	14,903	
比較	0 (0)	0	0	0	0	0	0	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	管理職 手当	超過勤 務手当	期末勤 勉手当	その他 の手当
		補正後	0	0	0	0	0	0	2,249
補正前	0	0	0	0	0	0	2,249	0	
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	153	給与改正に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	153	
職員手当	59	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	59	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	0	給与改正に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職	技能職
令和3年6月1日現在	平均給料月額（円）	300,563	
	平均給与月額（円）	318,813	
	平均年齢（歳）	38.7	
令和3年4月1日現在	平均給料月額（円）	296,100	
	平均給与月額（円）	314,350	
	平均年齢（歳）	37.8	

イ 初任給

(単位：円)

区分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	150,600	147,900	150,600	147,900
大学卒	182,200		182,200	

ウ 級別職員数

区分	行政職			技能職			区分	行政職			技能職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
令和 3年 6月1日 現在	1級	1	0.0%	1級			令和 3年 4月1日 現在	1級	1	0.0%	1級		
	2級	0	25.0%	2級				2級	0	25.0%	2級		
	3級	1	25.0%	3級				3級	1	25.0%	3級		
	4級	2	50.0%	4級				4級	2	50.0%	4級		
	5級	0	0.0%	5級				5級	0	0.0%	5級		
	6級	0	0.0%					6級	0	0.0%			
	計	4	100.0%	計	0	0.0%		計	4	100.0%	計	0	0.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一般職	単純労務職
1級	主事、技師の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
2級	主任主事、技師の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
3級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、係長、主査の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 相当困難な業務を行なう用務員等の職務
4級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、課長補佐又は相当困難な業務を所掌する係長、及び特に困難な業務を所掌する主査の職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 困難な業務を行う用務員等の職務
5級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、課等の長又は相当困難な業務を所掌する課長補佐及び主幹の職務	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 特に困難な業務を行う用務員等の職務
6級	水道技術管理者、困難な業務を所掌する課等の長の職務	

エ 昇給

区分		合計	行政職	技能職	
補正後	職員数 (A) (人)	4	4	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4	0	
	号級数別内訳	2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	1	1	0
		4号給 (人)	3	3	0
		8号給 (人)	0	0	0
	比較 (B) / (A) (%)	100.0	100.0	0.0	
補正前	職員数 (A) (人)	4	4	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4	4	0	
	号級数別内訳	2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	4	4	0
		8号給 (人)	0	0	0
	比較 (B) / (A) (%)	100.0	100.0	0.0	

オ 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率			職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	計 (月分)		
補正後	2.225	2.225	4.450	有	
	(1.175)	(1.175)	(2.350)		
補正前	2.225	2.225	4.450	有	
	(1.175)	(1.175)	(2.350)		
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	
	(1.175)	(1.175)	(2.350)		

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	

キ 地域手当

支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく支給率 (%)
10	0	10

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	行政職	技能職
給与総額に対する比較 (%)	—	—	—
支給対象職員の比較 (%) (令和3年6月1日現在)	—	—	—
代表的な特殊勤務手当の名称	伝染病防疫作業手当・行旅死亡人取扱業務手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	—
住居手当	同 じ	—
通勤手当	同 じ	—